

平成18年度日本学生支援機構大学院第一種奨学金 に係る返還免除制度について

大学院第一種奨学生の貸与を受けた学生を対象とする「返還特別免除制度」は、平成15年度採用者をもって廃止になりました。

平成16年度から、大学院第一種奨学金の貸与を受けた学生で、本年度中に貸与が終了する学生を対象に「特に優れた業績による返還免除制度」が実施されています。在学中に特に優れた業績を挙げた者として、各研究科等を経由して、東京大学が推薦し、日本学生支援機構が認定した場合に、日本学生支援機構から「認定証」が送られ、奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。

大学院においては、課程の趣旨・目的や学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮し、大学院における教育研究活動等に関する業績、及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績に基づき、初めに、本学の各研究科等で返還免除候補者の選考が行われ、引き続き、東京大学奨学金返還免除候補者選考委員会の審議を経て、日本学生支援機構に推薦されます。

申請方法及び提出期限については、1月初旬までに各学部・研究科（学府・教育部）の奨学金担当係に確認してください。

また、申請者は返還誓約書を提出していないと日本学生支援機構に推薦できません。平成19年3月満期の者は12月15日（金）までに（遅れ

る者は連絡してください) 返還誓約書を学生部生活支援課奨学チーム窓口に提出してください。平成19年4月から辞退の者は2月末日までに異動願を、4月20日(金)までに返還誓約書を奨学チーム窓口に提出してください。

この件について問い合わせは、学生部生活支援課奨学チーム(奨学金担当)(TEL: 03-5841-2543, 2520, 2536)までお願いします。

学生部生活支援課

平成18年12月